

# 令和8年度 甲賀市奨学資金給付制度のご案内

この制度は、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学資金を給付し、地域社会に貢献できる有用な人材を育成することを目的としています。

## 【1. 対象者】

次の(1)～(4)のすべてに該当する学生が対象となります。

(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、大学（大学院を除く）のいずれかに在学している方

(2) 次のいずれかの奨学金の貸与を受けている方

滋賀県奨学資金、日本学生支援機構奨学金（第1種、第2種）、生活福祉資金教育支援費、母子父子寡婦福祉資金修学資金、国の教育ローン、その他の貸与型奨学金

(3) 保護者が(2)の貸与を受ける前1年以上引き続いて、市内に住所を有している方

(4) 次のいずれかに該当する世帯に属しており、学資の支出が困難であると認められる方

ア. 生活保護法に基づく被保護世帯

イ. 世帯員すべての方が、市民税非課税の世帯

ウ. 令和7年中の世帯の収入年額が、生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯

エ. 令和8年中の世帯の収入年額（見込額）が、失業その他の理由により前年に対して著しく減少し、生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯

## 【2. 給付額】

学校区分	給付額
高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1～3学年）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程	月額 5,000円
大学、短期大学、専修学校（高等課程を除く） 高等専門学校（第4～5学年および専攻科）	月額 15,000円

## 【3. 給付方法】

年に2回、申請いただいた金融機関へ振り込みます。

対象期間	支給月
前期支給（4～9月の間の給付対象月分）	9月
後期支給（10～3月の間の給付対象月分）	3月

## 【4. 申請期間】

令和8年度の申請期間は、**令和8年6月10日（水）～7月31日（金）**です。

上記期間に申請された方は、令和8年4月から給付対象となります。

※申請期間を過ぎてからも、随時、申請を受け付けますが、その場合は申請月から給付対象となり、4月にさかのぼって給付することはできません。（例：9月中に申請した場合、9月～3月が給付対象）

※昨年度給付を受けていた方も、自動継続はされませんので、期間内に申請の手続きをしてください。

（裏面へ続く）

## 【5. 申請方法】

- (1) 世帯の中で前年所得の申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に税務署または市役所税務課で前年所得の申告を行ってください。
- (2) 以下の書類を提出してください。

### 1. 甲賀市奨学資金給付申請書

申請書は下記の受付場所でお渡ししています。

また、甲賀市ホームページにも掲載していますので、印刷してご利用ください。

(甲賀市HP ( <http://www.city.koka.lg.jp> ) 「甲賀市奨学資金給付制度について」)

### 2. 在学証明書

令和8年4月1日以降の証明書を、在学で取得してください。

### 3. 奨学金の貸与の決定を証する書類の写し

例：貸与決定通知書（滋賀県奨学資金）、奨学生証又は奨学金貸与証明書（日本学生支援機構奨学金）などのコピー

### 4. 振込口座の通帳のコピー

金融機関名・支店名・口座番号・名義が確認できる、見開き1ページ目のコピー

※審査で必要な場合、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※住民票謄本および課税・非課税証明書の提出は原則不要ですが、以下の場合には提出してください。

- ・保護者が市内に住んでおり、申請者（学生）が市外へ転出している場合  
→申請者（学生）の住民票を申請時の住所地で取得し、提出してください。
- ・世帯員に令和8年1月1日以降に甲賀市へ転入された方がいる場合  
→令和8年1月1日時点の住所地で令和8年度課税証明書または所得証明書を取得し、提出してください。

※令和8年中の世帯の収入年額見込額が、失業や病気、その他やむを得ない理由により、前年と比較して著しく減少する場合のみ直近3か月の給与明細等を提出していただく場合があります。

## 【6. 申請書類の受付場所】

申請書類を揃えて、下記のいずれかの窓口へ提出してください。審査の結果は後日郵送で通知します。

- ・甲賀市教育委員会事務局 教育総務課（甲賀市役所 4階）
- ・各地域市民センター（土山、甲賀、甲南、信楽）

## 【7. その他】

給付決定後に申請内容から変更があった場合、教育委員会へ変更届の提出が必要です。また、給付決定後に、給付対象の要件に該当しなくなった場合は、給付を停止します。詳しくは給付決定後にお知らせします。

この制度は毎年度申請する必要があります。希望される方は年度ごとに申請を行ってください。教育委員会からの案内は行っておりませんのでご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 教育総務課 総務企画係  
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
TEL:0748-69-2239 FAX:0748-69-2293